

CITY OF YOKOHAMA

政策経営・総務・財政委員会
配付資料
令和8年2月12日
総務局

新たな防災気象情報の運用及び 気象警報等発表区域の細分化に関する 横浜市防災計画の修正について



横浜市

1 新たな防災気象情報の運用について

■ 趣旨

令和7年12月に気象業務法等が改正され、大雨等に際し、防災関係機関や地域住民がより効果的に避難等の行動をとれるよう、新たな防災気象情報が運用されることとなりました。運用開始時期は「令和8年5月下旬」を予定しています。

■ 新たな防災気象情報のポイント《下表参照》

- ①避難行動と連動した5段階の警戒レベルと合わせ、防災気象情報※も**5段階**で発表（※対象災害：河川氾濫、大雨、土砂災害及び高潮）
- ②防災気象情報の名称には、**警戒レベルの数字**も付けて発表
- ③**避難指示の発令等の目安**となる「警戒レベル4」相当の防災気象情報として、新たに「**危険警報**」を運用
- ④河川氾濫※において、新たに「**氾濫特別警報**」を運用（※洪水予報河川・本市は鶴見川のみ/その他の河川や内水の氾濫は「大雨」で発表）

《現在》

①

警戒レベル相当警報	防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
	指定河川 洪水予報 (河川毎)	洪水害 (市町村毎)	大雨浸水害 (市町村毎)		
5相当	氾濫発生情報	④ 大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生警報	
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>					
4相当	氾濫危険情報		土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報	
3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	② 大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	警報に切り替える 可能性が高い 高潮注意報
2	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報	高潮注意報	
1	早期警戒情報				

《改正後》

①

	河川氾濫	④ 大雨	土砂災害	高潮	(警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	③ 危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	② レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の準備 など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場 所や避難ルート、避難の タイミングなど）
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

2 気象警報等発表区域の細分化について

■ 趣旨

横浜地方気象台は、本市と協議の上、横浜市域における気象警報等の発表について、これまでの「市全域」を対象とした発表から、市域を「北部」と「南部」に分けて発表することとしました。

これにより、市域面積が広く、降雨の状況等に地域差が生じやすい本市において、より実際の危険度に即した気象警報等が発表されることとなります。

■ 運用開始時期

令和8年5月下旬予定（「新たな防災気象情報」と同時に運用開始予定）

■ 細分化の内容

右図のとおり、横浜市域を「北部」と「南部」に分け、それぞれについて気象警報等※が発表されます。

※ 対象となる河川が市域の北部及び南部の両方を通過する場合は、北部・南部を合わせた区域で発表されることがあります。



3 横浜市防災計画の修正について

新たな防災気象情報の運用及び気象警報等発表区域の細分化に伴い、防災計画「第3部応急対策 風水害対策編」における各記載について修正します。

1 5段階の警戒レベルとの整合、警戒レベル数字の付記、「氾濫特別警報」の新設【P.2「新たな防災気象情報のポイント」①・②・④参照】

※新たな防災気象情報の運用に伴い、整理・修正された災害種別についても反映（例：「洪水」→「氾濫」）

<現 行>	<修正案> ※他も同趣旨の修正
第1章第1節1 一般の利用に適合する注意報及び警報 ○ 特別警報は、警報の一種で、警報の発表基準をはるかに超える気象等の現象により、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいと予想される場合に発表する。	第1章第1節1 一般の利用に適合する注意報及び警報 ○ 特別警報は、警報の一種で、警報の発表基準をはるかに超える気象等の現象により、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいと予想される場合に発表する。 <u>種類は、レベル5 氾濫特別警報、レベル5 大雨特別警報、レベル5 土砂災害特別警報及びレベル5 高潮特別警報とする。</u>

2 「危険警報」の新設【P.2「新たな防災気象情報のポイント」③参照】

<現 行>	<修正案>
(新設)	第1章第1節1 一般の利用に適合する注意報及び警報 ○ <u>危険警報は、気象等の現象により、重大な災害が起きるおそれが大きいと予想される場合に発表する。種類は、レベル4 氾濫危険警報、レベル4 大雨危険警報、レベル4 土砂災害危険警報及びレベル4 高潮危険警報とする。</u>

3 気象警報等発表区域の細分化【P.3「気象警報等発表区域の細分化」参照】

<現 行>	<修正案>
第1章第1節1 一般の利用に適合する注意報及び警報 ○ 気象庁は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に、地域を分けて注意報又は警報を行い（以下「気象警報等」という。）、地域住民、防災関係機関等に注意・警戒を喚起する。	第1章第1節1 一般の利用に適合する注意報及び警報 ○ 気象庁は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に、地域を分けて注意報又は警報を行い（以下「気象警報等」という。）、地域住民、防災関係機関等に注意・警戒を喚起する。 <u>発表区域は、市北部（鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区）、市南部（西区、中区、南区、港南区、保土ケ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区）に区分する。</u>

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月	<u>令和8年第1回市会定例会（政策経営・総務・財政委員会）</u> 新たな防災気象情報の運用及び気象警報等発表区域の細分化に関する防災計画の修正について（報告）
3～5月	<u>広報・周知</u> 各種広報を通じた周知、市連会・区連会等への説明 <u>横浜市防災会議</u> <ul style="list-style-type: none">・横浜市防災計画の修正案について（審議）・新たな防災気象情報の運用及び気象警報等発表区域の細分化について（報告）
5月下旬	<u>修正横浜市防災計画施行</u> <u>新たな防災気象情報等の運用開始</u>